

シリーズ	面白いほどよくわかる！調剤報酬（令和6年度改定版）
書籍名	vol.4 薬学管理料編-後編-

訂正日	頁数	場所	訂正前	訂正後
R6.5.20	P.44	下段青枠	※医療従事者間のICTを活用した情報共有での対応もOKと記載あり。	※医療従事者間のICTを活用した情報共有での対応もOKと記載あり。
R6.9.28	P.8	上段	薬学管理料の復習【薬学管理料の基本】	薬学管理料の復習①【薬学管理料の基本】
R6.9.28	P.16	中下段	調剤時以外の『情報提供』が目的のもの	調剤時以外での『情報提供』が目的のもの
R6.9.28	P.18	上段	在宅用の薬学管理料は、	在宅医療用の薬学管理料は、
R6.9.28	P.32	上段	(=『施設基準』)	(『施設基準』等)
R6.9.28	P.34	中段	『在宅患者訪問薬剤管理指導料』	『在宅患者訪問薬剤管理指導料』等
R6.9.28	P.34	下段	『在宅患者オンライン薬剤管理指導料』	『在宅患者オンライン薬剤管理指導料』等
R6.9.28	P.42	中段	(表の中)調剤後薬剤管理料1・2	調剤後薬剤管理指導料1・2
R6.9.28	P.46	中段	稀に、医師が『院外処方』は可能なのに、	稀に、医師による『院外処方』が可能なのに、
R6.9.28	P.48	中段	(P.47参照)	(P.46参照)
R6.9.28	P.57	下段	①・②以外の用途では、	左の①・②以外の用途では、
R6.9.28	P.65	上段	『特定保険医療材料』に該当する医療機器の見分けるには	『特定保険医療材料』に該当する医療機器を見分けるには
R6.9.28	P.98	下段	算定年月日を記載。	定期訪問の報酬の直近算定年月日を記載。
R6.9.28	P.99	上段	『在宅患者緊急訪問薬剤管理指導』	『在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料』
R6.9.28	P.100	上段	『在宅患者緊急訪問薬剤管理指導1』・『在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導』	『在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1』・『在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料』
R6.9.28	P.101	上段	『在宅患者緊急訪問薬剤管理指導1』	『在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1』
R6.9.28	P.101	上段	『在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導』	『在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料』
R6.9.28	P.102	上段	午後6時以降、午前8時前の時間帯。	午後6時以降、午前8時前の時間帯。(深夜・休日を除く)
R6.9.28	P.110	中段	規定がある訳ではないが、レセプトの摘要欄に算定理由を記載しておく、返戻・査定対策になる。	規定がある訳ではないが、レセプトの摘要欄に算定理由を記載しておく、返戻・査定対策になる。 ※この場合、P.98のレセプトコードも必要になると思われるので、注意。
R6.9.28	P.120	中段	(表の中)調剤後薬剤管理料1・2	調剤後薬剤管理指導料1・2